

## 法改正情報

## 2019年度版 合格革命 行政書士 肢別過去問集

本書において、下記のとおり、法改正による修正箇所がございます。

恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	改正前	改正後
※商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号）が、平成30年12月19日官報公布の政令により、平成31年4月1日施行と定められたことに基づく		
799	選択肢28 解説1行目～2行目 商法543条は、「 <u>仲立人とは他人間の商行為の媒介を為すを業とする者を謂ふ</u> 」としており～	商法543条は、「 <u>「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう</u> 」としており～
798 799	選択肢29 問題2行目および解説2行目 ～ <u>買入をなす</u> ことを業とする者～	～ <u>買入れをする</u> ことを業とする者～
798	選択肢30 問題1行目～2行目 ～ときには、 <u>運送状</u> および <u>貨物引換証</u> を作成	～ときには、 <u>送り状</u> を作成
799	選択肢30 解説（全文） 荷送人は運送人の請求により <u>運送状</u> を交付しなければならない（商法570条1項）。 <u>運送状</u> を作成するのは荷送人であって、運送人ではない。 <u>なお、運送人は荷送人の請求があれば貨物引換証を作成・交付しなければならない（571条1項）。</u>	荷送人は運送人の請求により <u>送り状</u> を交付しなければならない（商法571条1項）。 <u>送り状</u> を作成するのは荷送人であって、運送人ではない。 ※「 <u>なお</u> 」以降、削除
798 799	選択肢31 問題および解答解説 （全文）	※ <u>法改正に基づき</u> 、削除
799	選択肢32 解説2行目 ～（商法576条1項前段）。	～（商法573条2項前段）。
800	選択肢33 問題1行目～3行目 運送人は、 <u>自己もしくは運送取扱人またはその使用人その他運送のために使用した者が、運送品の受取り、引渡し、保管および運送</u> に関して～	運送人は、 <u>運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品の受取、運送、保管及び引渡し</u> に関して～
801	選択肢33 解説（全文） 運送人は自己若しくは運送取扱人又はその使用人 <u>その他運送のために使用した者が運送品の受取り、引渡し、保管及び運送</u> に関して注意を怠らなかつたことを証明しない限り、運送品の滅失、 <u>毀損</u> 又は延着について損害賠償責任を免れることができない（商法577条）。	運送人は <u>運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品の受取、運送、保管及び引渡し</u> に関して注意を怠らなかつたことを証明しない限り、運送品の滅失、 <u>損傷</u> 又は延着について損害賠償責任を免れることができない（商法575条）。

800	<p>選択肢 34 問題 2 行目～3 行目</p> <p>～種類および価額を<u>明告</u>していなければ、運送人はその運送品に生じた損害を賠償する責任を<u>負わない</u>。</p>	<p>～種類および価額を<u>通知</u>すれば、運送人はその運送品に生じた損害を賠償する責任を<u>負う</u>。</p>
801	<p>選択肢 34 解説 2 行目～3 行目</p> <p>～種類および価額を<u>明告</u>しなければ運送人は損害賠償責任を<u>負わない</u> (商法 578 条)。</p>	<p>～種類および価額を<u>通知</u>すれば運送人は損害賠償責任を<u>負う</u> (商法 577 条)。</p>
801	<p>選択肢 35 解説 1 行目</p> <p>本肢は、商法 593 条のとおり～</p>	<p>本肢は、商法 595 条のとおり～</p>
800	<p>選択肢 36 問題 1 行目</p> <p><u>場屋の営業主</u>は、客から～</p>	<p><u>場屋営業者</u>は、客から～</p>
801	<p>選択肢 36 解説 1 行目～3 行目</p> <p>本肢は、商法 594 条 1 項により誤りである。客から寄託を受けた場合における<u>場屋の主人</u>の責任を重くすること、すなわち不可抗力による滅失・<u>毀損</u>であることを～</p>	<p>本肢は、商法 596 条 1 項により誤りである。客から寄託を受けた場合における<u>場屋営業者</u>の責任を重くすること、すなわち不可抗力による滅失・<u>損傷</u>であることを～</p>
800	<p>選択肢 37 問題 2 行目～3 行目</p> <p>～物品が<u>場屋の営業主</u>またはその使用する者の不注意によって損害を受けたときは、<u>場屋の営業主</u>はその物品に～</p>	<p>～物品が<u>場屋営業者</u>の不注意によって損害を受けたときは、<u>場屋営業者</u>はその物品に～</p>
801	<p>選択肢 37 解説 1 行目および 3 行目</p> <p>本肢は、商法 594 条 2 項のとおり〈中略〉滅失・<u>毀損</u>につき、<u>場屋の主人</u>は損害</p>	<p>本肢は、商法 596 条 2 項のとおり〈中略〉滅失・<u>損傷</u>につき、<u>場屋営業者</u>は損害</p>
800	<p>選択肢 38 問題 1 行目～2 行目</p> <p>～<u>負わない旨を告示</u>した場合には、<u>場屋の主人</u>は、損害賠償～</p>	<p>～<u>負わない旨を表示</u>した場合には、<u>場屋営業者</u>は、損害賠償～</p>
801	<p>選択肢 38 解説 1 行目～2 行目</p> <p>～<u>負わない旨の告示</u>だけでは、<u>場屋の主人</u>は損害賠償の責任を免れることができない (商法 594 条 3 項)。</p>	<p>～<u>負わない旨の表示</u>だけでは、<u>場屋営業者</u>は損害賠償の責任を免れることができない (商法 596 条 3 項)。</p>
800	<p>選択肢 39 問題 1 行目～3 行目</p> <p><u>場屋の営業主</u>が寄託を受けた物品が高価品であるときは、客がその種類および価額を<u>明告</u>してこれを<u>場屋の営業主</u>に寄託したのでなければ、<u>場屋の営業主</u>はその物品～</p>	<p><u>場屋営業者</u>が寄託を受けた物品が高価品であるときは、客がその種類および価額を<u>通知</u>してこれを<u>場屋営業者</u>に寄託したのでなければ、<u>場屋営業者</u>はその物品～</p>

801	選択肢 39 解説 1 行目～2 行目および 4 行目 本肢は、商法 <u>595 条</u> のとおりである。 <u>場屋の主人</u> は、寄託物の保管に関して重い責任を負うが（ <u>594 条</u> 参照）〈中略〉種類・価額の <u>明告</u> を損害賠償～	本肢は、商法 <u>597 条</u> のとおりである。 <u>場屋営業者</u> は、寄託物の保管に関して重い責任を負うが（ <u>596 条</u> 参照）〈中略〉種類・価額の <u>通知</u> を損害賠償～
-----	--	---

以上